

○防衛省告示第百十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が平成二十九年六月十四日次のとおり決定された。

平成二十九年六月十六日

防衛大臣 稲田 朋美

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	国有	土地…約一二、〇〇〇平方メートル
			民有	土地…約二三、〇〇〇平方メートル

陸上自衛隊が訓練場所として共同使用する。

使用期間…平成二十九年六月二十日から  
同月三十日までの間

三二五四 沼津海浜訓練場 沼津市 国有

土地…約二七、〇〇〇平方メートル

公有 土地…約一、一〇〇平方メートル

民有 土地…約六〇平方メートル

水域…約一三、五八〇、〇〇〇平方メー  
トル

陸上自衛隊が訓練場所として共同使用す  
る。

使用期間…平成二十九年六月二十日から  
同月三十日までの間

六〇一一 キャンプ・ハンセン 沖縄県国頭郡金武町 国有

土地…約一九〇平方メートル

公有 土地…約二、九〇〇平方メートル

金武町が浄水場施設用地及び配水管埋設  
用地として共同使用する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇八七	池子住宅地区及び海 軍補助施設	逗子市	国有	工作物…困障 境界柵として追加提供する。
三一一七	浦郷倉庫地区	横須賀市	国有	工作物…困障等 ユ―テイリテイとして追加提供する。